

議第 45 号

令和 5 年度下呂市下水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 5 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 5 年度下呂市下水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 134,627 千円

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を、繰出することについて議会の議決を求めるもの。

